



## 学校のいじめ防止等の基本的な考え方

### 法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
  - いじめ防止等のための基本的な方針（H29改定）
  - いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
  - 不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
  - 東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
  - 東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
  - 八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）



### 八王子市立長沼小学校 いじめ防止基本方針

- いじめの防止等に関する基本的な考え方
  - いじめは人間として絶対に許されない人権侵害であるという基本的認識のもと、いじめを見逃さない・許さないという強い意識をもって全教職員が一致して対応する。
- 令和7年度の重点項目
  - 「学校いじめ対策委員会」を中心に、学校体制としての組織対応と諸機関との連携のもと、いじめの未然防止・早期発見と早期対応・いじめ解消までの継続対応と再発防止に努める。

### 令和7年度のいじめの防止等に向けた取組

- 学校いじめ対策委員会の有効的な運用
  - 今年度も週1回（火曜日）定期的に時間を十分に確保し「学校いじめ対策委員会」設置した。全教員のアンテナを高くして、いじめの早期発見・早期対応を行えるシステムをしっかりと構築する。
- 保護者と連携したいじめ防止
  - 2つの「子ども見守りシート」を含め、「いじめ防止基本方針」等、いじめ防止の取組を幅広く保護者の皆様に伝えることで、いじめ防止に努めていく。

## いじめの防止等に関する校内体制

### 学校いじめ対策委員会

- 開催日 毎週火曜日 15時00分から
- 構成員 校長、副校長、SCを含む全教職員
  - ※学校いじめコーディネーターが対策委員会を運営をする。
  - ※個別対応が必要な場合は、関係者を招集して臨時に行う。
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断、校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し等
  - ★全教職員で共通理解を図る。



### いじめ対応の流れ

- ①事実確認（当事者等の聞き取り）
  - 心のケア（被害児童）・指導（加害児童）・全体指導（学年学級）等
- ②保護者への連絡（電話）（第一報）
- ③臨時学校いじめ対策委員会の招集
  - ※重大事態の場合には、市教育委員会へ報告
- ④保護者への報告（面談）（現状報告・今後の対応等）
- ⑤いじめ対応（3か月を目途に対応・保護者へ定期報告）
- ⑥いじめ解消（3か月後、子ども見守りシート(NO.2)にて確認）
- ⑦再発防止のための継続見守り



### いじめの防止等に関する教員研修

- 4月中「学校いじめ防止基本方針の共通理解」  
（オンデマンドによる研修）
- 4月中「重大事態の理解と対応・いじめへの組織的な対応」  
（オンデマンドによる研修）
- 7月上旬「命の大切さを考える日」の実践について
- 8月26日「新学期における実態把握」
- 12月16日「冬季休業中の児童理解と対応」
- 1月13日「新学期における実態把握」
- 3月24日「春季休業中の児童理解と対応」



## いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

### いじめの防止等に関わる授業

他人の体や心を傷付け、人に嫌な思いをさせるいじめという行為は、人間として許されないことであることを全学年・毎学期、繰り返し理解させる授業を行う。  
また、いじめた認識がなくとも嫌な思いをさせてしまうことや見て見ぬふりする行為の善悪を理解させる。

### SOSの出し方に関する授業

新年度を迎え、新しい学級集団・新しい人間関係の中で学校生活を送る6月までにこの授業を行う。  
いじめ防止を行う中で、何よりも当該児童がSOSを気軽に発信することができるようにしなければならない。また、SOSを言える学校環境を整える。

### いのちの大切さを共に考える日の取組

「八王子市のいのちの大切さを共に考える日」を6月30日に定め、全校朝会で子供たちに校長が、かけがえのないたった一つしかない命であることを伝える。  
また、各学級では、この期間に道徳の授業の中で「生命尊重」の心がもてるよう学習を行う。

### 児童の自己肯定感を高める取組

学校生活の基本となる授業が「分かる」となるように一人一人にあった個別学習の充実を行う。理解がゆっくりな児童は、「長沼タイム」「おもだか教室」「学習用端末」の有効活用を行う。  
また、たてわり活動等の異学年活動の充実を行う。

## 保護者・地域・関係機関との連携

### 保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応・継続対応・完全解消を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

### 地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

### 関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。